

## 第21期 第16回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和6年2月6日(火) 11:00から

場 所 佐賀県庁新館10階農林水産部内会議室(南西角)  
(佐賀市城内1丁目1番59号)

### 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第5種共同漁業に係る令和6年度増殖目標量(案)について(協議)

(2) 第5種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」について(報告)

(3) 令和6年度えつ流し刺網による採捕許可方針(案)について(諮問)

(4) えつ資源回復方策に関する取組状況について(報告)

(5) その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦  
主事 萩原 千春

(案)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和6年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和6年2月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長 有 吉 敏 和

## 第5種共同漁業権に係る令和6年度増殖目標量(案)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種名	義務放流数量	寸法	産卵場造成	禁漁期間及び禁漁区域 (漁業調整規則及び行使規則で定めているものを除く。)	特記事項
内共第1号	古湯地区	ヤマメ	250kg	全長 20cm	—		・330kg ⇒ 250kg 減量
		コイ	100kg	〃 20cm	—		令和5年度と変更なし
		オイカワ・カワムツ	10kg	〃 10cm	—		
内共第2号	玉島川	ヤマメ	260kg	全長 18cm	—		・255kg ⇒ 260kg 増量
		アユ	510kg	〃 10~17cm	—		・575kg ⇒ 510kg 減量
		コイ	40kg	〃 40cm	—		令和5年度と変更なし
		オイカワ・カワムツ	4kg	〃 8cm	—		
		ウナギ	8kg	〃 30cm	—		
		シロウオ	—	—	—		
		モクズガニ	500kg	甲幅 4cm	—		
内共第3号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		令和5年度と変更なし
		アユ	12kg	〃 10cm	—		
		コイ	18kg	〃 25cm	—		
		フナ	10kg	〃 17cm	—		
		オイカワ・カワムツ	1kg	〃 10cm	—		
		モクズガニ	25kg	甲幅 5cm	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		令和5年度と変更なし
		フナ	90kg	〃 22cm	—		
		ウナギ	280kg	〃 25cm	—		
		テナガエビ	70kg	〃 5cm	—		
		モクズガニ	120kg	甲幅 4cm	—		

## 第5種共同漁業権に係る令和5年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	330kg	全長 成魚 20cm 稚魚 5cm	—		
		コイ	100kg	" 20cm	—		
		オイカワ・カワムツ	10kg	" 10cm	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	255kg	全長 18cm	—		
		アユ	575kg	" 10~17cm	—		
		コイ	50kg	" 40cm	—		
		オイカワ・カワムツ	4kg	" 8cm	—		
		ウナギ	8kg	" 30cm	—		
		シロウオ	—	—	—	—	
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	12kg	" 10cm	—		
		コイ	18kg	" 25cm	—		
		フナ	10kg	" 17cm	—		
		オイカワ・カワムツ	1kg	" 10cm	—		
		モクズガニ	25kg	甲幅 5cm	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90kg	" 12cm	—		
		ウナギ	280kg	" 25cm	—		
		テナガエビ	70kg	" 5cm	—		
		モクズガニ	120kg	甲幅 6cm	—		

## 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）抜粋

（内水面漁場管理委員会）

### 第 171 条

- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

（参考）

### 水産庁通知（平成 24 年 6 月 8 日 24 水管第 684 号）抜粋

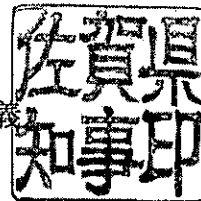
#### イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。

水産第 4217 号  
令和 6 年 (2024 年) 1 月 22 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



第 5 種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」  
について (報告)

このことについて、漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき各漁業権者から報告がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり意見を付して報告します。

記

- 1 すべての漁業権者において概ね計画どおりの義務放流がおこなわれている。
  - 2 多くの漁業権者が漁場の巡回指導を行い、規則遵守のための周知看板を設置するなど、資源管理に取り組んでいる。
  - 3 イベントなど地域と連携した取り組みも見受けられる。
- 以上のことから、資源管理及び漁場の活用が適切に行われていると認められる。

(担当：農林水産部水産課 萩原)

# 第5種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者 内共第2号 古湯地区漁業協同組合

報告日 令和5年6月21日

報告の対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

担当者氏名 岸川 信義

1 資源管理の状況									
漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数(人)	操業期間	漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	遊漁者数	増殖実施量(kg)	備考	
<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業権行使規則の取組内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なやまめ放流を実施し、増殖事業を行っている。(令和4年度6回330kg)</li> <li>漁業関連法及び漁業権行使規則に関する規制を順守させるため、研修会を実施している。</li> </ul> </li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>共同漁業権内の資源管理のために実施している取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場改善のための取組(河川の葦切り)の実施</li> </ul> </li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源保護のため、体長15cm未満のリリリース、1人1日10匹までとしてチラシを配布し、指導している。</li> <li>・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保のため、効率的な巡回指導を実施した。</li> <li>・ 古湯温泉主催の祭り等で、やまめの遊漁の取組に協力する。</li> </ul> </li> </ul>									
2 漁場の活用状況									
漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数(人)	操業期間	漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	遊漁者数	増殖実施量(kg)	備考	
こい	30	0	7月1日～ 翌年5月31日	0	0	日券 0枚 年券 0枚	義務放流免除		
やまめ	30	30	3月1日～ 9月30日	20	0	日券 206枚 年券 133枚	330	1人一日最大10匹まで自家消費可能としている。	
おいかわ かわむつ	30	0	1月1日～ 12月31日	0	0	日券 0枚 年券 0枚	0		



# 第5種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者 内共第3号 玉島川漁業協同組合

報告日 令和5年5月24日

報告の対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

担当者氏名 青木 満則

1 資源管理の状況										
・ 漁業権行使規則の取組内容										
・ 組合員に事前配布する総会資料に行使規則の要約を記載した資料を添付するとともに、総会においても説明し周知を図っている										
・ 共同漁業権内の資源管理のために実施している取組										
・ アユの人工孵化10月6日実施										
・ その他の取組										
・ 効率的な巡回指導6月15日、7月25日実施										
・ 規則等を遵守させるため周知看板の作成設置4箇所										
・ 唐津土木事務所が実施する玉島川環境調査（魚類調査）に協力 年3回										
漁業権対象魚種	組合員行使者数 (人) (A+B+C+D)	行使者数 (人) (A+B+C+D)	採業期間	漁獲量(kg)	漁獲金額 (千円)	遊漁者数	増殖実施量 (kg)	備考		
あゆ	82	70	6月15日～ 12月31日	940	740	白券 23 枚 年券 12 枚	740	185 k 販売		
やまめ	190	40	3月1日～ 9月30日	280	0	日券 65 枚 年券 82 枚	300	販売なし		
おいかわ かわむつ	190	28	3月1日～ 12月31日	116	0	日券 枚 年券 枚	5	販売なし		
もくずがに	172	158	7月20日～ 12月31日	1,550	100	日券 枚 年券 枚	570	50 k 販売		
うなぎ	82	23	6月15日～ 12月31日	95	100	日券 3 枚 年券 枚	8	20 k 販売		
こい	82	5	7月1日～ 12月31日	15	0	日券 枚 年券 枚	義務放流免除	販売なし		
しろうお	入札 (8か所)	7	1月1日～ 4月30日	278	868					

# 第5種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者 内共第5号

相知町伊岐佐漁業協同組合

報告日 令和5年5月24日

報告の対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

担当者氏名 唐津市 相知市民センター 産業・教育課 山崎 賢二

1 資源管理の状況									
漁業権行使規則の取組内容					相知町伊岐佐漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権行使規則を遵守させるために、総会で指導を行った。				
共同漁業権内の資源管理のために実施している取組					将来の遊漁者増加につながるよう、小学生を対象に体験放流を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施できなかった。				
その他の取組					特になし。				
2 漁場の活用状況									
漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数(人)	操業期間	漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	遊漁者数	増殖実施量(kg)	備考	
あゆ	32	19	6月1日～ 12月31日	55	-	日券 年券 枚 枚	18	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。	
やまめ	32	13	3月1日～ 9月30日	37	-	日券 年券 枚 枚	25	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。	
こい	32	-	7月1日～ 翌年5月30日	-	-	日券 年券 枚 枚	義務放流免除		
ふな	32	6	7月1日～ 翌年5月30日	8	-	日券 年券 枚 枚	10	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。	
おいかわ かわむつ	32	3	1月1日～ 12月31日	3	-	日券 年券 枚 枚	1	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。	
もくずがに	32	10	6月1日～ 12月31日	35	-	日券 年券 枚 枚	30	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。	

# ○ 漁業法（抜粋）

昭和 24 年 12 月 15 日

法律第 267 号

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(平三〇法九五・追加)

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条

1～3項 略

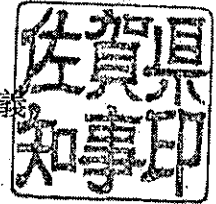
4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第三百三十条繰下・一部改正)

水産第 4029 号  
令和 6 年 1 月 17 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 6 年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）について（諮問）

えつ流し刺網による採捕許可につきましては、令和 5 年 7 月 20 日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、別添許可方針（案）のとおり許可期間及び定数を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 33 条第 5 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

## 令和6年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）

えつ流し刺網による採捕の許可については、資源の有効利用及び漁業秩序の維持を図るため、佐賀県漁業調整規則の定めによるほか、この方針により処理する。

### 1 採捕の種類

えつ流し刺網による採捕

### 2 許可の対象

次のいずれかの者に限る。

佐賀県有明海漁業協同組合の諸富町支所、早津江支所、大詫間支所及び南川副支所に所属する組合員

### 3 採捕の区域

次のア及びイの点を結んだ直線から下流の筑後川及び早津江川の水域

ただし、筑後川は次のウ及びエの点を結んだ直線まで、早津江川は次のオ及びカの点を結んだ直線までとする。

点ア 福岡県久留米市城島町大字下田開平江川河口水門東角

点イ 福岡県久留米市城島町と同市三潯町境標柱

点ウ 福岡県柳川市大字七つ家字永松の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点エ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点オ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

点カ 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

### 4 採捕の期間

5月1日から7月20日まで

### 5 許可の有効期間

令和6年5月1日から令和6年7月20日まで

### 6 許可隻数

137隻以内とする

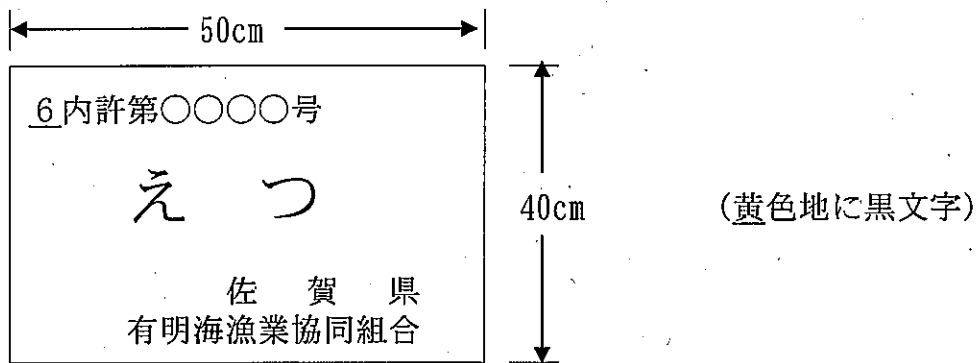
なお、佐賀県有明海漁業協同組合の支所別の許可隻数については、次表の範囲内とするが、支所間で協議を行い、調整が整った場合にはこの限りではない。

漁業協同組合名（支所名）	許可隻数
佐賀県有明海漁業協同組合	137
（諸富町支所）	（104）
（早津江支所）	（ 8）
（大詫間支所）	（ 21）
（南川副支所）	（ 4）
合 計	137

※諸富町支所は旧千代田支所の許可枠を含む。

7. 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 使用する網の長さは200メートル以下、網丈は2.5メートル以下でなければならない。
- (3) 設置する漁具の網目は、網目15センチメートルにつき8.5節以下（目合4センチメートル以上、節間2センチメートル以上）でなければならない。
- (4) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (5) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (6) 網に石等の付属のおもり（通称：石うち）をつけて採捕してはならない。  
ただし、鐘ヶ江大橋から下流域は除く。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内にとめておかなければならない。
- (8) 採捕中は、次の標識を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。



- (9) 採捕に当たっては、船舶の航行に支障を与えてはならない。
- (10) 夜間（日没から日の出まで）の採捕の際には、網に燈火をつけなければならない。
- (11) 採捕期間終了後、別に定める様式により、8月31日までに採捕実績報告書を提出しなければならない。

附 則

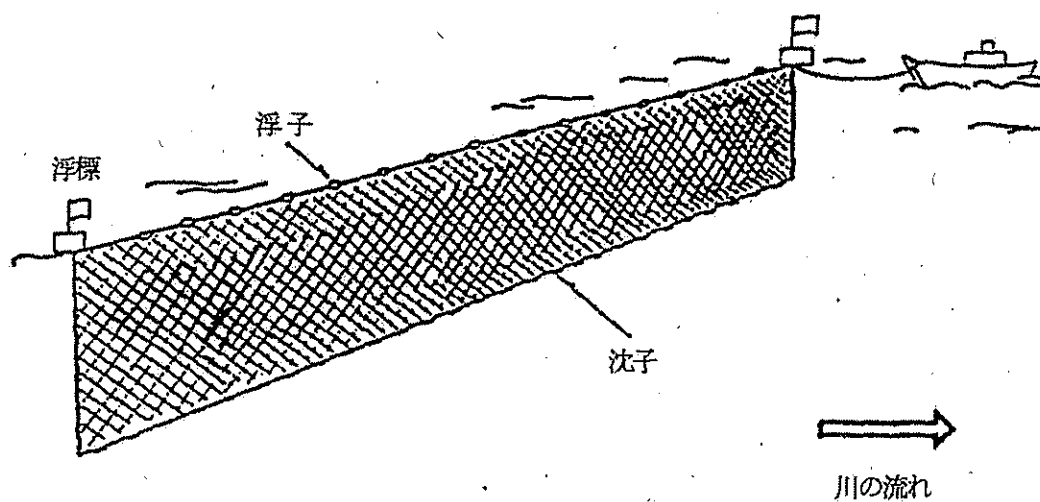
この方針は令和6年\_\_月\_\_日から施行する。

漁具・漁法の名称：エツ流し刺網

漁具の構造：1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ：200m、網丈：2.5m

網目：2.5cm（目合5cm）



漁法：小型船舶を使用し、潮流に対し直角に一直線に投網し、潮の流れに沿って流す。  
夜間の操業の際には、浮標に燈火をつけて操業する。

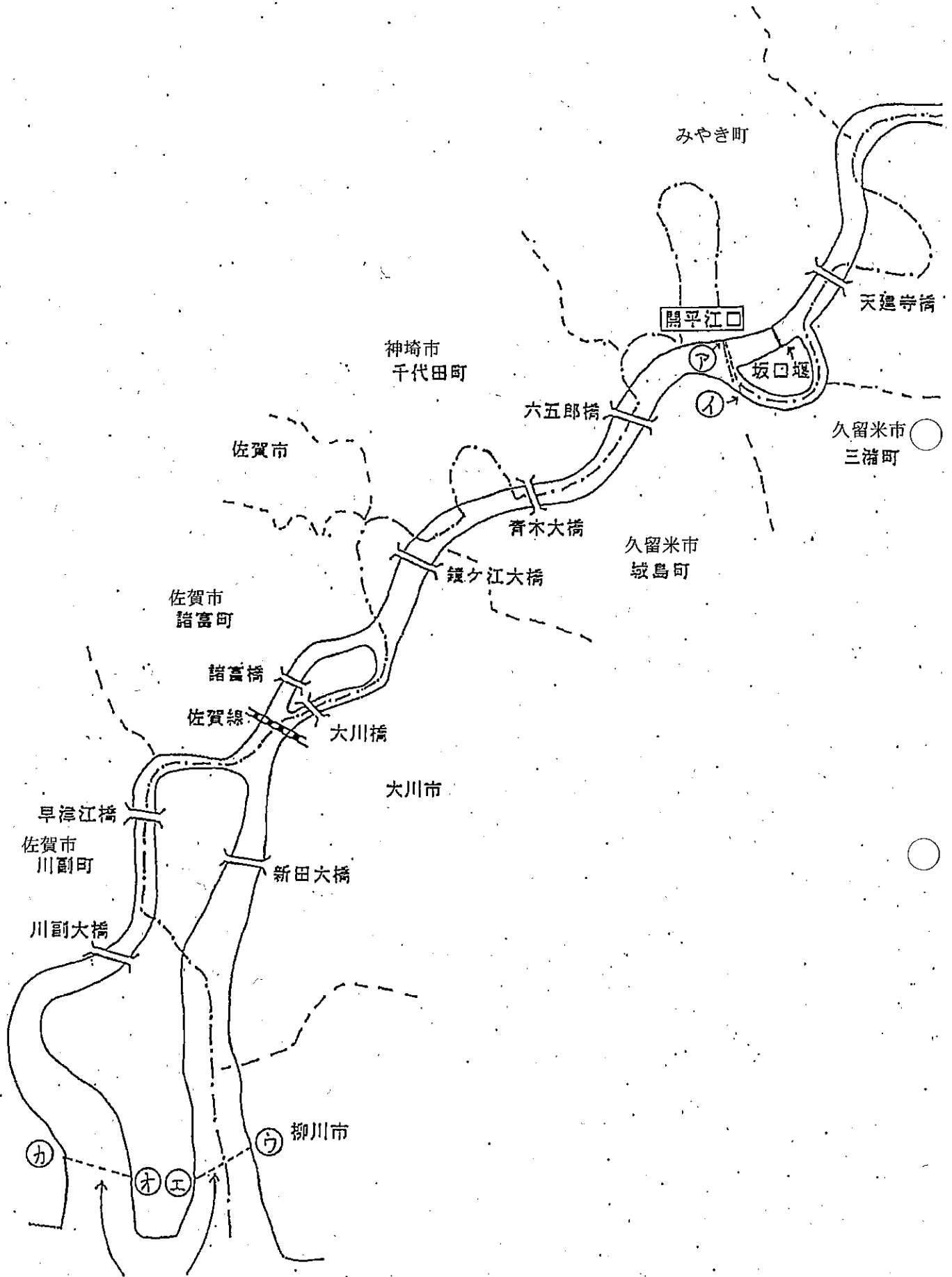
漁期：5月～7月下旬

対象魚：えつ

主な河川又は湖沼：筑後川

地方名称及び由来：

えつ流し刺網漁業 漁場図



内水面と海面の境界



# えつ流し刺網漁業(採捕)の許可隻数等の推移(組合別・年度別)

年 度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	H2	H3	4	5	6	7	8
千代田町	18	18	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
諸富町	70	72	74	74	78	80	80	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
早津江	4	5	5	6	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
大詔間	-	※(16)	20	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
南川副	-	-	-	2	5	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
佐賀県筑後川	-	※(3)	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合 計	92	95	123	127	135	136	136	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
許 可 枠	-	95	125	135	135	135	135	140	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
福 岡 県	198	210	213	223	223	223	223	228	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
操業期間	5/5	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1
操業区域	7/31	~	7/31	~	7/20	~	7/20	~	7/31	~	7/31	~	7/31	~	7/31	~	7/31	~	7/31	~	7/25	~	7/25
開平江口から下流																							

年 度	9	10	11	12	13~18	19	20	20	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31・R1	R2	R3	R4	R5
千代田町	23	23	23	23	23	23	23	23	23	100	99	97	96	93	89	80	77	75	75	72	68	65	62	57
諸富町	81	81	81	80	81	81	81	81	81	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
早津江	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
大詔間	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20	21	21	21	20	21	21	20	21	21	20	21	20	
南川副	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
佐賀県筑後川	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
合 計	141	141	141	140	141	141	141	141	141	136	134	130	129	126	121	113	110	107	108	105	100	98	95	89
許 可 枠	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	140	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
福 岡 県	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	231	231	231	231	231	231	232	232	232	232	232	232	232	232
操業期間	5/5	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	~	5/1	5/1
操業区域	7/31	~	7/31	~	7/20	~	7/20	~	7/31	~	7/31	~	7/20	~	7/31	~	7/20	~	7/31	~	7/25	~	7/25	7/25
開平江口から下流																								

※( )内は海面規則による許可隻数で、合計には加えていない。

※ (石うち) ① 昭和58年度までは、全面禁止  
 ② 昭和59年度から、鎌ヶ江大橋から下流についてのみ使用可

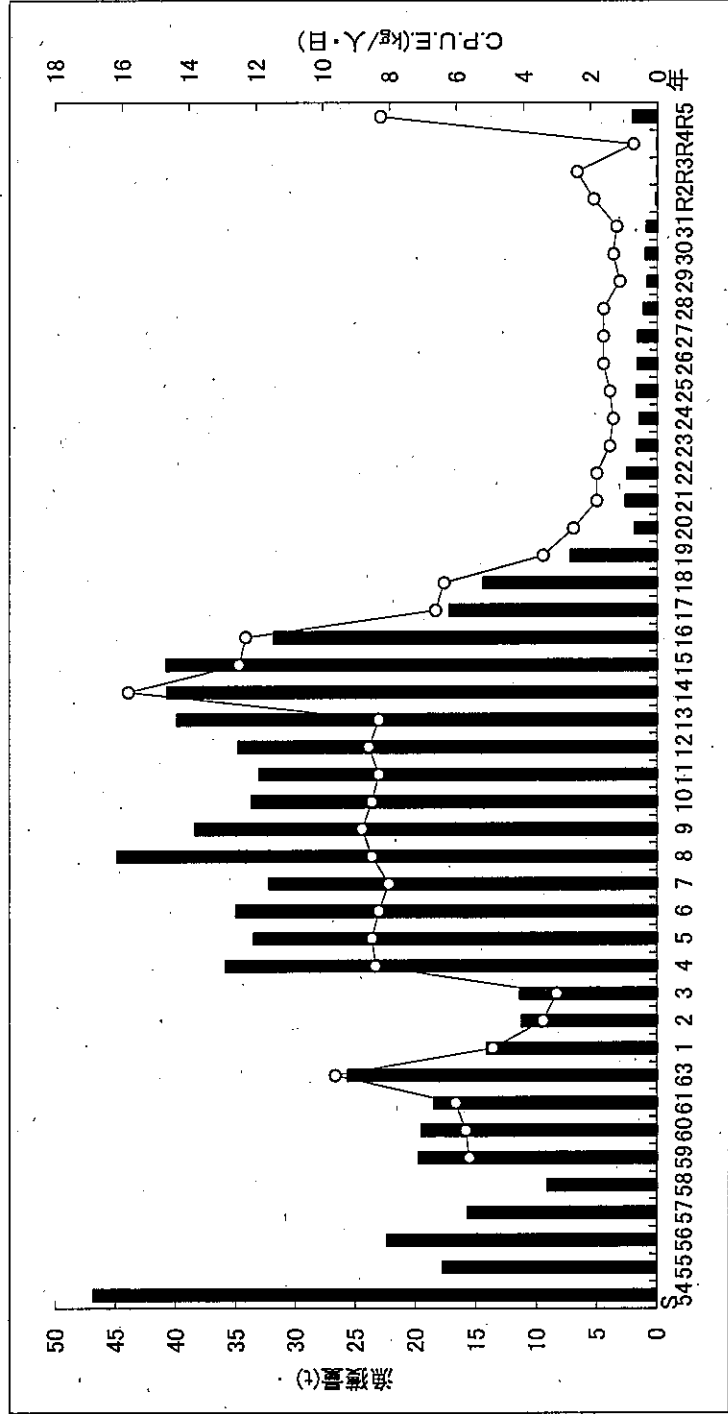
※ (網丈) ① 昭和51年度まで、1.58m以下  
 ② 昭和52年度から62年度まで、2m以下  
 ③ 昭和63年度から、2.5m以下

佐賀県 > エツ流し刺網漁業の漁獲量等の推移(漁業者報告)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
操業者数	137	137	140	137	140	140	138	139	140	141	140	140	141	141	140	138	141	141	141	60
漁獲量合計(kg)	14,106	11,203	11,362	35,831	33,497	34,976	32,198	44,810	38,339	33,655	33,038	34,784	39,848	40,687	40,770	31,817	17,210	14,426	7,176	1,777
平均(kg/人)	101	82	81	261	239	250	233	322	274	239	236	248	283	289	291	231	122	102	51	30
操業日数合計(日)	2,889	3,340	3,786	4,219	3,983	4,207	3,939	5,284	4,361	3,991	3,958	4,066	4,774	2,582	3,250	2,597	2,615	2,271	2,111	719
平均(日/人)	21	24	27	31	28	30	29	38	31	28	28	29	34	18	23	19	19	16	15	12
C.P.U.E.(kg/人・日)	4.9	3.4	3.0	8.4	8.5	8.3	8.0	8.5	8.8	8.5	8.3	8.6	8.3	15.8	12.5	12.3	6.6	6.4	3.4	2.5

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5
操業者数	134	126	127	123	116	112	111	109	105	106	103	15	4	21	21
漁獲量合計(kg)	2,600	2,616	1,659	1,458	1,650	1,596	1,527	1,077	762	927	852	108	12	62	2,033
平均(kg/人)	19	21	13	12	14	14	14	10	7	9	8	7	3	3	97
操業日数合計(日)	1,414	1,360	1,162	1,068	1,113	960	945	693	673	700	686	57	5	85	246
平均(日/人)	11	11	9	9	10	9	9	6	6	7	7	4	1	4	12
C.P.U.E.(kg/人・日)	1.8	1.9	1.4	1.3	1.4	1.6	1.6	1.6	1.1	1.3	1.2	1.9	2.4	0.7	8.3

〇グラフデータ



内水面採捕—許可状況 (R 6. 2. 5 現在)

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1年 R6. 2. 10～ R6. 4. 20		○ R5. 12. 13	1名		12月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網(建 切網、建干網及び 張切網を含む。)	3年 R5. 2. 1～ R8. 1. 31		○ R4. 12. 14	1名		12月 (3年 毎)
(4) 流刺網	1年 R5. 5. 1～ R5. 7. 20		○ R5. 3. 2	89名 (137)		2月
(5) 張網(ふ くろ網を含む。)	1年 R5. 9. 25～ R5. 12. 30		○ R5. 8. 4	2名		7月
(6) よせ網 (地びき網を含 む。)	3年 R5. 10. 1～ R8. 4. 15		○ R5. 8. 7	3名 (15)		7月 (3年 毎)
(7) すっぽん 釜	3年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3月 (3年 毎)
(8) 銚(すつ ぽんをとることを 目的とする場合に 限る。)	3年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3月 (3年 毎)
(9) 投網(船 舶を使用する場合 に限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使(う 飼)				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3年より短い許可の有効期間を定めるとき(第33条第5項)は  
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

## 佐賀県漁業調整規則 抜粋

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
  - (2) 魚ぜき
  - (3) 建網(建切網、建干網及び張切網を含む。)
  - (4) 流刺網
  - (5) 張網(ふくろ網を含む。)
  - (6) よせ網(地びき網を含む。)
  - (7) すっぽん笠
  - (8) 鉾(すっぽんをとることを目的とするものに限る。)
  - (9) 投網(船舶を使用する場合に限る。)
  - (10) う使(う飼)
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
  - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
  - (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 採捕の種類
  - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
  - (4) 漁具の数及び規模
  - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
  - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
  - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
  - (4) 許可の有効期間
  - (5) 条件
  - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 3 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

